歌林樸樕

十二　十三

内閣文庫
和書
類
號 二七四九〇
冊 一三
架 廿
函 二〇三

内閣文庫
番號 和 27490
冊數 13（ 7）
函號 202 87

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

明治十二年購求

歌林樸樕第十二

一ムマヒト

ム

馬人也上古百済ヨリ馬ヲワタス貴人ナラテハ乗ラス故ムマヒトハヨキ人ヲ云也日本紀云
仁徳天皇廿二年春八田皇女ヲ納テ妃トナサントシ玉フニ皇后キコシメサヽリケレハ天皇歌曰

うまひとの 今人也私記曰于磨猶言今也 たつることたて 言立也言諸人並而妻爲也讓之由也

うさゆつる 儲強也異説忍讓也 たえまつかんに 絶間續也 ならへてもかな 並也

御歌意者並両妻寄テ儲強也仍欲相並妃
之由也

凡云三句目ノウサユツルト云詞ノ下ノ註ニ儲強也
トアリ何共愚意ニ心エラレヌ事也カヤウ註モ遠
之後ノ人推テシタル事ナレハ必不可信用是ハ
ヲサヘツルト云詞欤其故ハ八田皇女ヲ納テ妃ト
ナサントアリシニ皇女ノ御無用トヲサヘツルニヨリテ
后入子ヨ今ノ世ノ人ノ立ル詞ニ妻ヲ並持ト申ス

譲ヲクテヽツサヘラレシ断絶シ又ツカシトツヽリ
リテ又召入テナラヘリヒクキトワヒコトシ玉フ
哥欲ウトシトエト同音也
皇后答歌曰
ころもこそ（衣也）ふたへもよき（二重吉也）さよとこを（佐夜床也）なら
へむ君は（並君也）かしこきろかも（畏也 呂助語也）
御哥意者両妻之床者非賢君之由也
天皇又歌曰
おしてるや（推出也 私記曰難波之崎如推出也欲讀難波之發語也 万葉集曰於志弖流奈仁波）
なにはのさきの（難波碕也）ならひはま（並濵也 名所也）ならへむとこそ（並床也）
そのこはありけめ（其子在也）
御哥意者古賢王聖主如難波並濵並納后妃
之間其皇子多く之由也
此云万葉ニ押光押昭忍照喧照アヤウニアリ
ニく書タレ氏出字未見モシ推出ナラハテ文字
濁ヘシ此註ノニナラスナニハノ堀江ハセハキ
故ワシサキニト舩オシ出ニヨリテオシテルト云也
サルニヨリテ他ノ浦ニヨミテ哥合ニモ難セラレシヨ

リ難波ニカキル五文字也ト顕昭等モ長ムト
アケル堀江ツカラレシハ皇極天皇ノ御宇ナレハ
遥々後ノ事也仁徳天皇ノ御哥ニミエタレハ
堀江ノ説ハ先不叶ナニハトヲ云名ノツコリハ
神武天皇御東征ノ始彼浦ニ着セ玉フニ浪ノ
速(ハヤ)カリシヨリ浪速(ナミハヤ)ノ國浪華(ナミハナ)ノ國ト宣シヨリ訛
テ今ノ難波ト云ナレハ此ヨシハ潮ナルヘシニテルトハ
照光ナルヘシサレハイツクヨリモ潮ノテリヒカリ
浪速(イヤリ)ヨル所ナレハツシテルナニハト此御哥ニヨ

ミ玉ヒシトミエタリ万葉ノ哥モ此御哥ヨリ
出タリト知ヘシウトツト同音也

后宮奉歌曰

なつむしは也夏虫ひむしのころも（火出衣也謂火取虫）ふたへきて（二重也言火取虫自）
多飛入テ火かくみやどりは（如此宮辺也略阿）あにくもあらに（豈也能非也儒ナヌス）
喩童衣也

哥意者召納妻之宮辺者如夏虫之入火非能
之由也

兄云カクリ宮ノアタリハアニヨクモアラス ト云ハ
テニヲハワルキ歟アニヨクモアラシト有テコソ能モ（アラン）

ト云心ナレ河羅儒、日本紀ニアレハストヨニテハ不
叶事也サルニヨリテアラメアラヌナカ、アンナヲ
付タリコレハ宮辺（ミヤタリ）ニテハナシ身當ナルヘシ衣ナレハ
身ニ當ルト云テ皇后ニ御アタリハ豈ヨキカヨク
モアラストト云心欤ミヤタリハ御アタリ同ニ、キ也
ミヤタリヤノ後ノヤハ者ノ字ノ心也 日本紀ヤクミヤタリハ箇匿漉疷懐利破

天皇又歌曰

あさつまの 朝妻也私記曰在難波之地名也
ひかの 所名也
をさかを 小坂也
かたなきに 片荷之薪也
みちゆくものも 路行者也
たくひてそゆく 此吉也

御哥意者不並后妃者如片荷薪之片方鈎路
行之一人者如今然可悪之由也名所之中措朝
妻以妻寄来于皇妃之義也
凡云路行之一人ノ一ノ字不用 但伴ナフ人モナク一人行ハサヒシト云心欤ニカレハ別ニ喩シ挙ル也
皇后遂謂不聴故黙之亦不荅

一ムニノヤツケ
日本紀十四雄略天皇十三年三月狭穂彦玄孫
歯田根命竊奸采女山辺小嶋子 天皇聞
以歯田根命収付於物部目大連而使責譲

蟲田根命以ニ馬八匹大刀八口祓除罪過既而

歌曰

やまのへのこしまこゆへに 山辺小嶋子也以上 采女之名也故也 ひとてらふ

人照也言 贈罪也

うまのやつきは 八毛也言 八疋也 をしけくもなし 不惜也

凡云人テラフトハ身ノクモルシハラス心欲又ア

カナフハテラフトイヘハテラフ心ニモナルヘシ

一 ムカサクル

継體天皇廿四年目頰子初到任那時在郷

家等賜歌曰

からくにを 韓國也謂 任那也 いかにいふことそ 如何言事略伊也 一説歴支也 めつらこ

きたる 目頰子 来也 むかさくる 昔来也たる与 志加音通 いきのわたり 壹岐渡 也

めつらこきたる

凡云此彼ハ任那ヲサス郷家ハ目頰子カ古郷

欲日本人ナルヘシ任那ノ者和哥如何王仁ハ日

本ニ久シクアリシ故也日本人ナラテハ此昔來ノ

詞心得カタシ昔日本ヨリ我カ任那ヘ來シ也

凡歌意者目頰子過古道昔ハ到任那依何

事哉之由也在彼之人贈示之也

一　ムカツツノ

日本紀廿四皇極天皇三年六月志紀上郡言
有人於三輪山見猿昼睡竊執其臂不害
其身猿猶合眼歌曰
むかつをに（向峯也）たてる（立也）せらかにこねこそ（能寝也）わかてを
とらめ（我手取也）たかさきて（離前来也）さきてそもや（不来也）わかて
とらすもや（我手取也）
其人驚怖猿歌放捨而去此是経歴数年上宮
王等為蘇我鞍作囲於膽駒山之兆也

裏書云万葉第七向峯（ムカツヲ）尓立（タテル）有桃樹（モモノキ）向笠（ムカツツ）之
若楓木（ワカカヘテノキ）
凡云セラカハ背等カ不来歟コヽヘ未来ムカヒノ
山ノ尾ニ立テ居ルハワカセナラコソト云詞ナルヘシ
タカサキテハセナトト我中ヲタレカ遠去テセキ
サテソモハセナツハ来ラセスシテセタアサキテハ
誰カ先ニ来歟云

一　ムハタマノヨル

雄略天皇十三年九月木工猪名部真根以

石為質斲材終日斲之不誤傷又天皇遊詣其所而怪向恒不誤中石耶真根答曰竟不誤矣乃喚集采女使脱衣裙而著犢鼻露所相撲於是真根暫停仰視而斲不覺手誤傷刃天皇因嘖讓曰何處奴不畏朕用不貞心妄輙答仍付物部使刑於野爰有同伴巧者歎惜真根而作歌曰

あたらしき（惜也）いなめのたくみ（猪名部木工也）かけしすみなは（懸墨縄也）

しがなけば（無其也）たれかかけむよ（誰懸言真根也）あたらすみなは（惜墨縄也）

凢歌意者真根依為上手傍輩惜申之由也

天皇聞此哥反生悔惜喟然頽歎曰幾失人哉乃以赦使乗於甲斐黒駒馳詣刑所止而赦之用解徽纏復作歌曰

ぬばたまの（私記曰師説烏扇之實也其色黒人喰之或説云鵜羽也或説夜之異名也或説髮之異名也言只欲讀黒之發語也）かひのくろこま（甲斐黒駒也）くらきせば（鞍置也言置鞍也）

いのちしなまし（命死也）かひのくろこま

凢歌意者黒駒置鞍者遲怠真根早被誅之由也

裏書云烏玉之夜渡○野干子乃夜渡○烏珠之
其夜○烏玉之夜乃○夜干玉之黒馬之来夜
者○黒玉之夜し〻　已上万葉
むはたまのゆめにはまさしくは逢ふ事を人にみえしもや
顕昭云コレハ天徳哥合ニ中務哥也判云ヨル
ト云時ハヌハタマトカキアヤニルト云テケヌ
者善撰式夜ヲハヌハタマト髪ヲハムハタマト云
判詞此義ニ付歟万葉ニハ或ハヌハタマノヨルトカ
ミトモ或ハウハタマノヨルトモカミトモアリ又夜ニモア
ラス髪ニモアラス唯玉ニヨセテヨメル哥
馬玉のひまに分たくぬきしをのむすひて引ほめふとのか
万葉ニ或烏珠或黒玉又鶏モ黒キモノナレハ鶏
羽ト云事歟又野干玉野玉夜干玉干玉ニテモ
ウハタマトヨム傾和名ニ烏扇ヲ射干ト云實ハ
ロク黒キモノナレハカク書歟又万葉ニ
川の瀬の石迹わたる野干玉の黒馬の来夜ハ常にあらぬかも
黒馬ト云ハ夜モ髪モソノ口キヲハウハタマトイフクル歟
童蒙抄云天徳哥合ノ判ヲ引テ是可尋事也

夜ナラレカラニヌハタニノ心叶ヘシ𪜈オホエ子ト村
上聖主ノ御前ニテ小野宮殿申サレケル事
アタナランヤ顕昭云此詞如何ト聞エ彼哥合ノ
判ノ詞ハ偏ニ喜撰カ義ニ付テ未考ニ万葉哥ハト
キコエタリ
凡案ニ天徳ノ哥合ノ判ハ小野宮実頼公也然ラ
万葉ノ哥ヲカウカヘ玉ハス唯喜撰式ノ義ニ付ト
顕昭ノカンシハ恐ラクハソノ知ノタラサル也天徳
ノ此ノ家ノ万葉ニウトキ事アルヘケレヤ又喜撰

法師カ一カ葉ヲシラスシテ撰ニ式ヲ作ヘキ欤尤
ヲロカナル也人ノ寝入テミルモノナレハ夢ニハヌ
ハタマ、又髪ナトハクロキモノナレハウハ玉トツクカヨシ
ト云事也ウクスハヌフムユルヲイハレモ同音ナ
一 レハカハラヌニヨリ万葉ニサマ〳〵自由ニヲニカヨ
ハセ𪜈式ト定テ物ヲ書カラハカヽル事ニテモ
紀明ニテ書令テ末代ニ遺シ(ノコセ)也万葉ニハ泥
雑ニテアルヲ喜撰カタヽシテヲキシヲ知ニメ
ミテ常ハキウハ子𪜈哥合ノ始ナレハ是ヲ誤ト

判シ玉フツ天子モ其心ツシロシメシテアヤニリア
ラハ負ヘシト宣（ノタマヒ）シ事也サレハ喜撰モ小野宮殿
モ万葉ヲヨリシリタル上ニテノ御センサクカト
凡ハ推量申ス

一ムラサキノ子スリノコロモ

恋しくはきてもみよとへ紫のねすりのころもきせいつるゆめ

顕昭云昔紫ノ衣ヲ着テ人ト寝タリケルニ汗ニ
色ノカヘリテ衣ニウツリタリケルカスリキヌニ似タル
ヨリ人ニ逢事ヲハ紫ノ子スリノ衣ト云又紫ノ根ノ
色ノヨケレハ根ニテ摺ト云也柿ノ根スリト云モ同
事也童蒙抄奥義抄等此両義也綺語抄ニ云
紅紫共ニ色カヘルヘキ物ニアラス私云紅紫共ニ
色カヘリテ物ニ移ル也沙汰ニ不及又案ニ此物
語ノ義ニアラス只恋ヲ忍ヘキ由ニテ色ニイツ
ナトハ云也但後拾遺ニ小式部内侍ノ許ニ二条前
大政大臣始テマカリヌト聞テ堀川右大臣

人しれてねたさはねたし紫の袖すりの衣うはきにをせへ
也し

和泉式部

ぬれきぬと人にはいはん紫のねすりの衣うはきなりとも

コレラツ案ニタトヘハ本哥ハ古今ノ子スリノ衣ハ色ニ
出スナト云心ハアリ也ソレヲ物語ノ説ノヤうニヨヘ
レタル也事ノ月ニヨリハ随ナル證ナケレ氏和歌ノ事
氏ハ皆大ヽカクノニ傳也
丸云蓮心院殿 飛鳥井ヨリ源尚長ト云人傳受
ノ古今ノ註ニ根スリヲ用テ寝テスルハ不用
トアル本アルニ付テ根ヲ煎シテ染ソスルトハ云
ヤタシ忍スリモ紋ニ忍ヲスリタルヲ云 秋萩ノ

花スリ衣モ萩ノ花ヲ分入スリ衣トナルヲ云也
紫ノ根ヲハ摧テコソ物ヲソムルニ根スリハ心エヌ詞
セサレ氏染ヲモスルト云事アリテ唯紫ノ根ニテ
フカク染タル色ノ如ク下ニフカク思ヘト云哥ニモヤ
アルランサモアラレハ古今集ニ此哥忍戀ノ哥ノツヽ
キニアルヘシトミルニ古今第三ニ此哥ノ次ニ
名取川瀬ゝの埋木あらはれはいかにせんとかあひ見そめけん
ト云哥アリ然レハ疑所ナク物語ノ寝テスリタ
ル説正義ト存ス根ノ字ハソノ以カラ寝ノ縁語

世ト覚エ侍ル顕昭ノ椋ノ根スリト同事トイヘル
詞哥ニアル事ニヤ未知事也ミブツメナトシ其
此世俗ニ申ケル欤ソレニテモ根ノ字不審ヨ
シノブソレハトマレカクマレ紫ノ子スリノ事ハ
寢テスル説ヲ可信用ニ

一ムロノヤシマ　實方朝臣

いかてかはおもひありともしらすへき室の八嶋のけふりならては
ゑし

下野やむろのやしまに立煙おもひありとは今こそは知れ

中将ヨミテヲクレリケル夜女ヤカテアヒニケリ
六帖ニアリ下野國ノ野中ニ嶋アリ俗ニハムロノ
ヤシマト云ムロハ所ノ名欤其野中ニ清水ノ出ル
氣ノ立カ煙ニ似タル也能因カ坤元儀ニミエタリ

又法性寺殿内大臣時哥合　攝津

しられすな室の中にまかふ烟ともえこそまさらめこひもするかな

判者基俊云タエスタク室ノ八嶋ノ煙ニモトヨメル
如何室ノ八嶋ニ不絶火タクトハ何ニミエ侍ニカ室ノ
八嶋ト云事ニアリ一ニハ下野ニアリ今一ニハ人

ノ家ニアルカナヘニ室ヌリタルシヨメリトツ或人
ノ文ニミエタルハイツレニヨリタルニカ侍ラシタトヒ
イツレニテモ不能火焼ト云事未見然レハニヤ

惟成

風ふけハ室の八嶋の夕煙こゝろの空に立にそありける

トヨメルモ不絶タキタル火トハキコエス浅間ノ
岳冨士ノ山ナトノコソ煙タエスタメシニハヨミ
フルシテ侍レ此不絶タリシ大ムチニテ此哥ソヨ
ミレ侍ヌレハカク尋申也三タル厭スリナクテ
サヤウノ事ソニタミ侍ラヌニヤ申ナル方ナク

俊頼判云左哥不絶タクトイヘル詞僻事𪜈
ヤ申ヘカラン此ムロノヤシマハ竈ノ火ツタクニハ
アラス野中ニシミツアルカイキノタツカ煙トミユル也
ソレシタクトイハン事如何但竈ノ煙トノミヨミタ
レハナミヨカモサハイハカラン哥カラハアシクモ
ミエス

さゝひすゝ室の八嶋の[illegible]

是ハ歳暮ノ俊頼ノ哥也竈ナツヨメリ極月(シハスノ)晦

日ノ夜田舎ノケスノ竈ノ灰ヲサラヘテツキニテ
リレカ消不消サヽヒテ次ノ年アラニスル事ヲミ
ルト云事侍ニヤ

一ムヤムヤノセキ 或ウヤムヤノ関トモ云
陸奥出羽トノ中ニアリ木茂リテ行ニクキ故
ミシツリシテ行也 ムシホリトモ云
武士のいつさ入さはおそりするとや／＼のむや／＼の関ニ
イツサイルサハ出サテ入サヽ也シツリハ木ノ枝ヲ
折ワケテ通ルシルヘトスル也トヤ／＼トリ名所カ
又鳥屋ニ鳥ノ暁方ニ入テサハリヤウノタトヘ歟
又ムヤ／＼ノ関ヘ入テ出カヌキヲ鳥屋ノ鳥ニ
タトヘタル歟

一ムトナミ
何事尓けむとるそいはやりていとふ関の志のにちるらん
俊頼哥也
ムトナミハ妻ヲ云

歌林樸樕第十三

ウ

一ウタノ十八テ

神日本磐余彦天皇（神武天皇也日本書紀巻第三曰）兄猾第
猾ハ菟田縣ノ魁帥也兄猾メスニ不來弟
猾ハ至リ軍門ヲ拜テ告テ曰臣兄兵ヲ伏シ
新宮ヲ作リ機ヲ施テ饗タテマツラント申シ
作難シト欲フト天皇道臣命ヲ遣シ逆狀
ヲ察シム道臣審賊害ノ心有ヲ知テ

大ニ怒テ曰虜余カ所造ノ屋ニ自居ヨト
ヲ案劔弯弓逼テ催入ニ之兄猾辞ルトコロナ
シツノレ機ヲ蹈テ壓死ス其屍ヲ陳テノ
斬ル流血踝ヲ没故ニ其地ヲ菟田ノ血
原ト号ク弟猾大ニ牛酒ヲ設テ皇師ヲ
営饗天皇御謠之曰

うたの（菟田也）たかきに（高木也）わなはる（繳張）わかま
つよ（我待夜也）志きは（鴫也喩皇軍也）さやらす（不寄也尤助語）いすくはし
（不得捄也言不違本懷也）くしら（鯨也言兄猾也）さやり（寄也尤助語也言兄猾蹈機也）こなみか
（前妻ヲ云）なこは（女ノ通袮也）さは（詞也如讀加奈氣利也）たちそはの（不立副之身也）
みのなけくを（歎也）かきし（懸也加古五音通言懸両妻也）ひゑね（未詳也詞歟）
うはなりか（後妻也）なこは（女ノ通袮也）さは（詞也）いちさかき
（逸早身也）おほけくを（多也）かきた（懸也）ひゑね

是来目哥ト云
御歌意者皇軍ヲ鴫ニタトヘ兄猾ヲ鯨ニタ
トヘ天皇ヲ後妻ニタトヘ兄猾ヲ前妻ニタト
ヘ兄猾機ヲ施トイヘト皇軍ハヨラス機ハ
繳ニタトフ兄猾カヘツテ機ヲフム由也

菟田縣ハ兄猾カ本居也天皇征夷(ユキタイラク)之タトヘハ後妻ヲ以テ罷シ前妻ヲ退レハ離別シ歎也タチツハヌ身也後妻ハ依随頌如多立副之身イチサケキ身ノタチツフノ身イチハヤキ心也天皇於今昔菟田縣ノ田ヲツサムヘキ也

一ウコサケミワ

御間城入彦五十瓊殖天皇（崇神天皇 日本紀五）八年夏四月以高橋ノ邑人活日(イクヒ)為大神(ジホウ)之掌酒(サケヒト)冬十二月丙申朔乙卯天皇以大田根子令祭二大神一是日活日自挙神酒獻天皇仍歌之曰

このミきハ（此神酒也）わかミきならす（非吾酒也）やまとなす（大和国也）（私記曰有二義一説猶言倭国平作成一郡留言大和國ニ在也）おほものぬしの（大物主也神之名）かミしミき（神酒也）いくひさいくひさ（幾久幾久也）

如此歌(ヤクウタウテ)之宴(トヨノアカリス)于神宮(ニ)即宴竟(トヨノアカリシテオハリテ)之諸太夫等(マウチキミタチ)哥之曰

うまさけ（味酒也言旨酒也）みわのとの（三輪之神殿也）あさとにも（朝戸也）いてゝゆかなみわのとのとを（出行也）

於茲天皇歌之曰

うまさけミわのとのゝあさとにもおしひらかね 難神 開也
ミわのとのとを

閉神宮門而幸行之所謂大田々根子ハ今三輪君等カ之
始之祖也
第一ノ哥ハ大物主ノ神酒ヲ天皇 献ル也イクヒサハ神酒ノ
歴年欤又天皇寶筭ヲ祝欤
第二ハ神酒ヲ義ナレトツ井ニ促(ウナカス)車駕由也
第三ハ御哥ハ神酒ノ義ニヨリ還幸ヲオシミ三輪殿
戸ヲ押開カタシト名残ヲオボス也

一 凡云万葉ノ哥ニ味酒呼三輪之祝我忌杉ナトト云哥註ニ
アナサケトカンナツ付タルアリ味酒トカキタルモウマ
サケナルヘシ又三輪トツヽクルハ酒ノモロシト云物ア
一 レハ三輪トラケタリトイヘリ是モ後人ノ占
尺欤既ニウマサケツトモツヽケタルハ只此大物主ニ
奉シ時ノ哥ヨリツヽケレハ枕詞ナルヘシ又治日ノ哥ニ
一 カミシ酒トアルハ酒飯ノ米ヲモ嚙テ作シ故也藥
一 方ニ咬咀シテトアルニ同
一 ト部　ウラベ

一樹下集　法橋源賢撰

一右近馬場　ウコンノムマハ

一ウタカタ

水ノ泡ノ名也浮テタエカタキ物ト云詞ヲ略シテ付タル名也サレハウタカタ人ニアハテ消メヤモシハラクモト云心也定家卿寧ノ字ノ説モ伊勢カ哥ノ心ニノミ叶ヤウニセラレタリシハシト云詞ト心得タレハ諸哥ニツムカス是宗祇口傳ノ説也

一ウキ

ウキ子トト云ハ底モ水邊モ水ニテアルカアシナトノ根ニトチヤラメラレテアル處ヲ云也

芦根はふかきを流るとせし時は[illegible]をもて流ぬ水

一ウラノハツシマ

名取ニモアリ又浦ニ蒲湖ノ引時嶋カミエテヤカテウスルヲ云

一ウタヽ

[illegible]初瀬さそ見ゆれ人[illegible]の跡[illegible]侘

ウタテ同アヘリニト云心也常ニウタテシト云ニ

ハカハレリウキコトニヨメル哥ナシ但一首アリトヤ
ラン一宗祇説也ウタヽハ轉ノ字也詩經ニ多出 イヨ〳〵
ト云心也世上ノ憂事ヲウタテシト云心ニカハリ
テウタテトヨミタル哥多也又カヨハセテウタヽシ
ウタテトヨミタルモアリ哥ニヨリテ可分別憂事
ニアラスト一途ニ思フモ又アシカルヘシ根本詞ノ起
ヲ尋ルニウタヽト云詞モウタテト云詞モウタテシキ
心ヨリ始リタル也物ニ飽満スルハ憂キ物ナレハ
イカナル事ノ重ルヲウタテシキト思ヨリハウキ

イヨ〳〵ス〳〵ト云義ニテウタヽト云詞ハ出来レ
ハウキコトニウタテトヨミテモ苦シカラサルヘシサ
レ𪜈ウキコトニウタヽトハヨムヘカラス是ハウタテ
ノ事也

一 ウケラカハナ

ヲケラ𪜈云 朮也

わかせこをあとかもいはん武蔵野のうけらか花の時なきものを

俊頼長歌

うけらか花の咲なからひらけぬ事のいふせさに 下畧

あはれなるさしほひ色もいつはりもなき花の色にいでぬやと

童蒙抄云トコナツニ花アリツホミタルヤウニシテ
サク也集註ニ尓雅云花アリトイヘトモヒラケサル
カ如シサレハ時ナキモノトヨメリ本草云木夏
花開紫碧色也又如薊花云云顕昭万葉ノ
時ナキトイヘル相違歟凡案ニ相違アラス万葉
ノ時ナキハヒラクトキナキト云心也是ヲミソ
コナヒテ童蒙抄ニモ常ニ花アリト釈セリ誤也
口木ハ夏花サク咲ラモヒラケタヤウニミユル

色迷ハ色紫碧本草ニ云カ如シト可知

一ウラヘカタヤキ

武蔵野にうらへかた焼まさてにものらぬ君か名うらに出にけり

奥義抄云公家ニ亀甲ノ御占ト云事アリト部氏ノ
者ハワカノ木ニテ亀ノ甲ヲ焼テウラナフ也又ソレ
カヤウニ鹿ノ肩ヲヌキテ占シスル也万葉ニ武
蔵野トヨム或物ニハ奥ノ夷鹿ノ肩ノ骨ヲヤキ
テ占シスル

江都督

かく風にまはしらく占とよそてかはぬく庵は声きこゆなり
いつまでひるせし

童蒙抄ニ云葛天照太神天ノイハヤニコモリ玉ヒシ
時思兼（ヲモヒカ子ノ）神天ノカク山ノ鹿ヲイケナカラトラ
ヘテ其骨ヲヌキ鹿ヲハ放ヤリカロ山ノハウカノ
木ニテヤキ
太神ノ出マサン事ヲ占フ思兼神ハ今ト部氏ノ遠
祖也万葉式ニ天香具山天鹿具山ト書　顕昭考
ニ云亀トニ五亀トト云詞アリタメハ云字云云人ト
云字ヲ書ト云云　仲實戀歌
はるかなるみちのくへゆくト部はしるしやたかめしとまるに君かめくりの

ハワカヒトハ朱櫻桃火又櫻桃氏云タメニハアフトヱ
事アリ相ノ字ヲカケリ亀トヲハカメノニスラ氏
ヨメリ師時卿
思ふねをト部かうらに二とゝ問へはたかめひとまるとやみえし嬉しさよ
又万葉ニ
ト部ともやそのちまたに占とへは君をあひみるくしきしるしそ
同長歌
ちはやふる神のまへにト部ともあしをなさせし云云
一ウチノハシヒメ　一条禅閤ノ御説ヒメ濁テヨムヘシ

ちはやふる宇治の橋姫汝をしもあはれとは思ふ年の経ぬれは

橋大明神トテ橋ノ下ニオハスル神ヲ云其モトヘ
離宮ト申神ノ毎夜通玉フ暁毎ニ河波ヲヒ
タヽシク立ト云傳フ也又隆縁ト申僧ハ住
吉ノ神ノ宇治ヘ通玉フト云宇治橋ハ孝徳
但古今註ニハウナノ玉姫ト註セリ橋不造
前ト申ヘシ奥義抄云

狭莚にころもかたしきこよひもや我をまつらん宇治の橋姫

此哥ハ橋姫ノ物語ニアリ昔妻二人モタル男モト
ノ妻ノツハリシテ七尋(イロ)ノ海メ布ヲ子ヵイケリ
求ニ海ヘ行ニ龍王ニトラレテ失ニケルヲシモトノ
妻尋アリキケルホトニ濱辺ナル庵ニヤトリタ
ル夜此男此歌ヲウタヒテ海ヨリ来リ叔変ノ
アリサマ云テアクレハ失ヌ今ノ妻此事ヲ聞テ
行テノ待ニ又此歌ヲ謡テ来ル我ヲハ思ハテモ
トノ妻ヲ戀ルニコソト子タク思テ男ニ取カヽ
リタレハ男モ我モ雪ナトノ消カ如クニ失ケリ
世ノフルモノヤタトリナレハリワシクヤヽズ

一 ウツタエ

うつたへにおもはんと人にかくさんとおもひしわれそ独ねる

顕昭云ホハヘテ歌ツトナト同音ハトタト同音也

梓弓もとをふかくしおもひつたえに人つまりゆふはふかねぬおもへ

奥義抄云ウツタエハ浮タルモノヲ云トアレト此歌ノ

心不叶

うつたえに籬の袖にまほしきをむら人ほのや君をこそみこそせ

是等ニテ心得合スルニ偏ニト云心ニヤ

うつたえに色にはまねと咲なんへてをとつはしる梅花かと

此歌モ心アリト詞不叶又又籬ノ笹ノヤスラフ心

歟但

わきもこか垣根の籬をこゝにてもんけたゆしにうらゆたつまかへらと

ト云哥ノ返事也ワレモ人ノユカリナルヘシ

凡云ウツハホノ也ホトテ手ニテ物ヲホニハアラス

唯ウチツクウチスツナト云ノ詞ナリタエハ堪

也タエル也サレハ不断常住也ヒタスラナル心也

一 ウルマノシマ

おほつかなうるまの嶋の人なれやわか云氣を知しらぬ顔なる

ウルマ嶋ノ人ニヽ放タレ来テ此人ノ物云シ聞モ
知ラテナンアルト云此返事セヌ共ニツカハセシ
公任卿ノ哥也

一ウレリメ

酒殿ハ今朝はなはきそうねめ共のもひき裾(スソ)ひき

今朝ハ勿掃(ナハキソ)

是ハ神楽酒殿ノ哥也賀茂ノミトシロニカクラヲ
ニモ来ル共イロトリタリミカハタ持テアルツシリ
メトツ申スウレリウレリメ氏ムレリメ氏云ニヤ

神田作ル者ノ食物持ツミカハタト云也ムレリ
メハ群共ト云心ナルヘシ

一ウケフ

わひぬとかくれ家のわたしうれしと百夜つもりとこそと憂目て宿路(ヌル)

顕昭云ウケフハ日本紀ニ或ハ祈ト書或誓ト
書祈将ト書テウケヒカリトト訓古語拾遺
曰
誓槽古語宇氣布祢約誓也今云ウケフ子ト
云也槽(ムニフ子)(サカフ子)

都路をとゝむやうか此比ハ得飼而雖宿蒿にこえこた

さ縁ろう後木つるんと蒿ゆのこ憂目をわたる年ハ経にく

私云此ウケヒテストヨメル哥昔ハ祈トキコエタリ

誓トハ少タカヘリ

凡云神ノ祈ルニトツウケント誓王フニヨリ何事

モ祈レハ誓ノ字モ甚理アル歟但伊勢物語ニ昔

宮ノ内ニテアル後達ノ局ノ前ヲワタリケルニ何ノ仇

ニカ思ケレヨシヤ草ハヨチラシサカミシト云男

はかなきさ人さうきへハ若葉さのかうへみそとやうと云なる

此註ニ人ヲウケヘハ呪詛ノロフ也此哥ハ法華經普門

品日呪詛諸毒薬所欲害身者念彼觀音力還著

於本人ノ心也ト一条禪閤ノ御説ナレハウケヘハ

ロフナリ今川了俊ノ書ニハウケヘ濁ヘシトアリ

冷泉家ノ流アルヘシシカレハ万葉ノ哥共モ祈ルヨリ

猶ノロフ心ニテヨクキコヘ侍ル

一ウトハマ

うとはまにあまの羽衣きてかりきん神やうふねかりこ

昔駿河国ウト濵ニ神女ノアマクタリテ舞ニシ

野叟学ヒ傳ヘテ舞ヲ今ハスルカ舞トテ東遊（アツマアソヒ）ニスルハ是也

一　ウハヘナキ

宇波弊無ともかも人はかくはかりとをき家路をかへすおもへは

此歌ハ湯原王贈娘子（志賀皇子之廿）哥也又

得羽重無いともあるかもかくはかり人の心をつくすおもへは

是ハ家持卿贈娘子哥也

凡云花ノユフハヘナトト云モ物ノハヘアルト云モ榮ノ字ナリサレハウハヘモウハ上ノ字ナルヘシ赤ノアワニテ

先氣ハヘ心ハヘノアキシウハヘナキト云ヘシ赤任テイハヽ情ナシト云義歟

一　ウツラ〳〵

梅子の花れ持くうはら〳〵こゝろ〳〵[illegible]

顕昭云ウツラ〳〵ト云詞歟ウハ体字ニヤ倩ニハアラス畧心也物ヲ見ツハツラ〳〵トミルト云也又アタラ〳〵ト云歟アクラト云ハアラタニト云也アトラトタトウトト同音也土佐日記ニ任ノ吉ロノ沖ニテ海ノアレケレハ織取ノ勸ニヨリテ鏡ヲ奉ルニ浪風

ちはやふる神は[illegible]かゝみを入あはすとつるか

シツニリニケレハヨメル

イタリスミノ二ツスレクサキシノヒメニツナトム神

ニハアラスカシメモウツラく鏡ニ神ノ心ヲニツミツレ

撤取ノ詞ハ神ノ御心ナリケリ以上此辞ニテ心

得アハスヘシ是モアラタニト云詞トキコエタリ

九云ウツラくト云ヲアトラトタトツト同音ナレハア

タラくト云義ハ餘リヲ箇欤只常ニ無他念カニモル

時ノ心ヲ誰モ云ウツラくニテノ土佐日記ノ詞ノ心モ

キコユル也タトヘハ子イラレヌ時夢ニモアラテウツラく

ト目ニ物ノ面影ヲ見ルオリノ心ヲ云モ同事也現

ノ字ヨリ出タル詞也

大日本帝國圖書之印

国立公文書館
National Archives of Japan